

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルナカ新豊浜店

三豊郡豊浜町大字姫浜 1 1 5 8 ほか

2. 留意事項

- (1) 夜間の来店車両による騒音の軽減に十分配慮するとともに、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、誠実に対応すること。
- (2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 1 1 年通商産業省告示 第 3 7 5 号）に掲げられている事項に十分配慮すること。